

○山本委員長 それでは、時間が参りましたので、第37回専門小委員会を始めさせていただきます。

本日は、既に御案内のとおり、冒頭カメラ撮りのみ認めることとしております。

本日は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が5月6日までの期間を対象に発令されており、同期間において対面で開催する会議は原則中止とされたことを受け、本委員会についても、ウェブ会議によって開催することといたしました。

本日の委員会は、ネットワーク回線の負荷軽減の観点から、私が代表して出席しておりますけれども、専門小委員会の全ての委員の皆様が音声によって出席しております。音声により出席している委員は、本委員会に出席をしたこととなります。

本日の審議につきましては、現在取りまとめに向けて検討を進めている「人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応する観点から、求められる地方行政体制のあり方について」、本日、地方六団体の代表の皆様ウェブ会議に御出席をさせていただいておりますので、皆様から御意見を伺いたいと考えております。

本日の審議の方法といたしましては、地方六団体の代表の皆様から順に意見を聴取させていただき、その後、全国都道府県議会議長会から順番に、各委員からの御質問について、私が代読をいたしますので、御回答をいただければと思います。

まず、本日御出席をいただきました地方六団体の皆様を御紹介いたします。

全国都道府県議会議長会会長の京都府議会議長、田中英夫様でございます。

全国市長会会長の福島県相馬市長、立谷秀清様でございます。

全国市議会議長会会長の大分県大分市議会議長、野尻哲雄様でございます。

全国町村会会長の熊本県嘉島町長、荒木泰臣様でございます。

全国町村議会議長会会長の佐賀県有田町議会議長、松尾文則様でございます。

なお、全国知事会会長の飯泉知事におかれましては、別の公務のため10時30分をめぐりに御出席をされる予定と伺っております。

それでは、マスコミの皆様は御退出をお願いいたします。

(マスコミ関係者、退室)

○山本委員長 それでは、意見聴取に入ります。

まず、各団体から、それぞれ10分以内を目安に順に御説明をしていただきたいと思いますと考えております。全国知事会は遅れて出席をされますので、全国都道府県議会議長会から順に御意見をお伺いし、最後に全国知事会から御意見を伺うという順番にいたします。

その後、御意見をお伺いした順に質疑応答等を行うこととしたいと存じます。

御発言に当たりましては、私から指名をさせていただいた後に、マイクをオンにさせていただいた上で御発言をお願いいたします。終わりましたらマイクをオフにさせていただきたいと思っております。そうしないと、色々な話が混じってしまう可能性がありますので、終わりましたらマイクをオフにさせていただきたいと思っております。

また、5分経ったタイミングで事務局より画面上において、残り5分の表示をさせていただきたいと存じますので、よろしく願いをいたします。

それでは、全国都道府県議会議長会の田中様から、よろしく願いをいたします。

○田中会長（全国都道府県議会議長会） 全国都道府県議会議長会、田中です。こちらから一番に申し上げさせていただきます。

まずは専門小委員会において熱心に御議論をいただいている委員各位に敬意を表します。

また、新型コロナウイルスの感染が拡大している中で、日々対応に御尽力いただいている関係各位にも深く敬意と感謝を申し上げます。

私たち都道府県議会といたしましても、ともに戦い、乗り越えていく所存であります。

本日は、今後の論点整理の取りまとめに当たりお願いしたい点について、お手元に「総括的な論点整理（案）に対する意見」を提出しておりますので、これに沿って意見を申し上げたいと存じます。

初めに「広域連携」についてです。

「総括的な論点整理（案）」、以後これは単に論点案と表現させていただきますが、まず連携施策への参画を担保する仕組みの指摘があります。

まず、その検討に当たっては、基礎自治体の問題認識を重視し、まず市町村の意見を十分に聞く必要があると考えます。

また、市町村間の合意形成のため、都道府県が助言等の役割を積極的に担うとの指摘がありますが、過剰な関与とならないよう、また、市町村の役割と責任を損なうことのないよう留意する必要があると存じます。

地域の実情も熟知いたしております我々都道府県議会議員であれば、関係市町村議員とともに協力できるものと考えておりますので、こうした議員の役割等も含めた整理を期待いたします。

次に「都道府県による補完」についてです。

論点案では連携協約を活用して役割分担を明確化することが有用との指摘があります。

地方議会議員は、普段の活動から地域の意見等の収集や集約に努めています。連携協約を活用するとなれば、議会としても審議を通して住民に対する説明責任を果たしていけるものと考えます。

なお、連携協約の見直しに当たっては、あまり硬直的にならず、柔軟に使えるよう配慮をお願いいたします。

また、論点案で指摘されているビジョンの共有に当たっては、地方創生に向けて各地方公共団体が取り組む総合戦略との関係性を明確にする必要があると考えます。

次に「都道府県を超えた広域的な課題への対応について」です。

広域的な共通課題に対しては、それぞれの地域の議会でブロックを形成し、解決に向けて活動しており、私の京都府議会が所属する近畿圏でも2府8県で連携を密にしており、会議や議員交流フォーラム等を開催し、課題の解決に向けた施策に結びつけており、引き

続きこのような自主的な取組を続けていく所存であります。

なお、論点案では広域的な視点に立った戦略的な対応が課題との指摘がありますが、戦略的とは誰が立案し構築していくのか、明確にする必要があると考えます。

次に「公共私連携」についてです。

地方議会議員は、NPOや企業の役員を兼ねていることも多く、その存在がまさに公、共、私という側面を有しています。

また、地域で何が求められているのかを誰よりも把握しております。

このため、日々の議員活動の中で、地域の多様な意見や利害を調整する役割を果たしていけば、より公共私連携を進められると考えます。

一方で、法人制度の再構築に関し、事業運営の適正性の確保等の観点からの指摘があります。制度の検討に当たっては、それぞれの地域の自主的判断に基づく活動が、持続可能なものとして取り組まれることができるように「地域を応援し、支援する」という視点に立って制度化することが必要と考えます。

また、適正性の確保等のために、却って組織運営が過度に煩雑にならないような工夫が重要と考えます。

次に「地方議会」についてです。

論点案では、議員のなり手不足に対する当面の対応として「議員の法的位置づけ」を始め、4点が挙げられていますが、いずれも早急に対応すべきものであると考えます。

ただ、内容的に小規模団体における議員のなり手不足に対するものが多く、本会がこれまで要請してきた事項については、あまり取り上げられていない印象を受けました。

本会では、議会の機能強化に加え、最近の地方議会を巡る問題の状況等を踏まえた検討を行うため、昨年5月、有識者で構成する研究会を設置し、去る3月、23の提言事項からなる報告書をお手元に配付のとおり取りまとめました。論点案で、なり手不足の要因として挙げられたほとんどの事項は、本会の報告書でも提言されております。以下、その提言を踏まえて、意見を述べさせていただきます。

論点案では「議員の法的位置付け」が挙げられておりますが、本会の報告書では、議員だけでなく、議員により組織される議会についても、法的に位置づけ、両者を地方自治法に規定するよう提言しております。

まず「議会の法的位置づけ」についてです。

地方議会は、憲法において「議事機関」とされておりますが、それ以上の法的規定は設けられておりません。こうした点が、住民から「地方議会が見えにくい」と言われる要因の一つであると考えております。

このため、地方自治法に、地方議会を、行政機関とは異なった団体意思を決定する政治的な機関として位置付けるとともに、議会の権限について規定する必要があります。

次に「議員の法的位置付け」についてです。

地方行政は国の議院内閣制と異なり、直接公選の首長と議会審議を通じて住民意思の導

入を図る議員活動との二元代表制となっています。そのために、議員は民意の把握のために日々活動しています。しかし、いまだに議会は会期中のみ存在する機関とみなされることが多く、それが議員が非常勤と誤解される要因にもなっております。しかし、実態は、議会閉会中も昼夜を分かたず住民からの要望聴取等に時間を割き活動しており、まさに365日、年中無休の仕事と言っても過言ではありません。そうした議員活動に法的根拠を与えるとともに、議員の職業としての位置付け、任務・義務の書き込み、それに見合う処遇を実現していくことが必要です。

以上については、具体的な条文案も示しておりますので、是非法制化をお願いいたします。

次に「立候補環境の整備」についてです。

選挙に立候補するためには、選挙の準備、告示後の選挙運動等、相当の期間を要することになりますが、一般の会社員が通常の有給休暇で対応することは困難です。

例えば裁判員への就任については、裁判員として仕事を休んだことを理由に解雇等の不利益な取り扱いをすることを法律上禁止しており、このような例を参考に、一般の会社員が議員に立候補するに際して、職場において不利益な取り扱いがされないよう、法的に整備することが必要です。

最後に「無投票当選の増加」についてです。

都道府県議会議員選挙においては、無投票当選者数の割合が増加しており、とりわけ、1人区において顕著です。

このため、1人区を解消できるようにするための方策として、選挙区の設定は現行どおり市町村を単位とした上で、条例によって市と市の合区が弾力的にできるようにする必要があります。こうすることにより、2人以上の選挙区を柔軟に設定できるようになります。

以上、種々申し上げましたが、加えて地方議会は女性議員の割合が低いことも課題であり、この点についても、論点案のなり手不足に対する当面の対応に盛り込む必要があると考えます。

また、今回の新型コロナウイルス感染症のような課題に、議会も首長とともに責任を持って対応していくことが重要であり、そのためにも、今回の報告書にある議会の機能強化等に関する制度改正事項と併せ、これまで提言しています議員の法的位置付けや厚生年金への加入等の制度改正事項については、国において対応すべき喫緊の課題であると考えております。論点案では「幅広く検討を進めていく必要がある」としておられますので、地方制度調査会において、審議事項の対象として、早急に一定の結論を出していただきますよう、強くお願いをいたしまして終わります。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

続きまして、全国市長会の立谷様、よろしく願いをいたします。

○立谷会長（全国市長会） 私の方からは、今まで申し上げてきたことも含めて、おさら

いになるかと思いますが、まず最初に問題だった圏域スキームについては、時期尚早であるというような形で大体合意されたと思いますので、その点について、市長会としては今後の大きな課題と捉えています。

私の方から、この会議を通して今までも色々なことを申し上げてきましたが、現在大きなテーマになっていることは、小規模自治体に対する補完機能です。特に人材が足りないということです。大規模災害や、色々な問題がありますから、この人材不足に対して県と一緒に、人材確保を図ることができるようにということとをずっと申し上げてまいりまして、これが考え方として進んだと思っています。これからさらに強力に進めていっていただきたい。

今、新型コロナウイルス感染症の問題がありますが、小規模自治体にとって、保健師さんの数の問題や、専門医の問題など、広域的に考えていかないといけないだろうと思っています。福島県の場合は、福島県立医科大学という大学病院があり、福島県立医科大学を頂点としたドクターの管理システムを構築しています。感染管理、これは人の管理や病床の管理ということになり、広域的な形で進めていく必要があるだろうと思っていることから、県が大きな力を発揮してもらいたいと考えております。

それと、もう一つ申し上げてきたこととして、今、AI化が大変大きな問題になっています。いずれAIの時代になったときに、我々はどう対応したらいいのかということも大きな問題なのですが、いま一つ、AI化に変わっていくことを機にお願いしてきたことがあります。現在、それぞれの行政情報システムを自治体単位で発注しており、自治体単位で業者と協議などをした上でシステムを組んでいるわけですが、行政システムというのはどの自治体にも共通するものが多い。

だとしたら、基本的な行政情報システムを業者と協議しながら国が開発して、市町村に無償で配布してもらいたいと、申し上げてきました。AI時代になってくれば、AIを使った行政情報システムというのは、さらに大きな課題になってくると思いますので、国の方に頑張ってもらいたいと思っています。

これからの課題になる大きな点はそういうことなのですが、もう一つ、前から言っていたこととして、公共私ベストミックスについて、公共私ベストミックスというのも言葉としてはいいですが、具体的にどれとどれとどれを指すのかということになります。

相馬市の場合、公園の管理など、たくさんのNPOが設立されてきております。例えば、新しくサッカー場やソフトボール場をつくった時の話ですが、サッカーやソフトボールの愛好者にNPOをつくってもらい、その団体に施設を管理してもらっております。古民家風の民俗資料館をつくったのですが、ここも有志の方々に管理をしてもらっております。寝たきりや独り暮らしの高齢者のために、見守りや健康状態などの安全確認をするシステムをつくりましたが、これもNPOで行っております。

これが公共私ベストミックスということになるのだと思います。ただ、これはその後の問題にもなってきますが、やはり担い手というか、NPOの中心になる人がなかなかいない

のです。色々探してやっていますけれども、これを例えば今回の方向性にありますけれども、地域ごとの地域法人をつくるという考え方があります。

これは大事なことなのです。地域社会では、過疎化が進んでいますから、そういうところをどうやって維持していくのかというときに、例えば地域の有志で法人化というのにはできないです。ただ、NPOのような組織であれば考えられないことはなく、我々は似たようなことをやってきました。実は、例えば農業法人、集落営農というようなことをやってきましたのですが、人材不足なのです。やはり事務を執れる人がいないとなりますと、やはり市役所のOBですとか、農協のOBですとか、そういう方々が地域にいないとなかなかできない。

ですから、言葉で言うのは簡単ですが、人を中心にして、その上で行政が支援するシステムをつくっていかないといけない。そういう中で、私としてはアバウトな言い方で終始したらいけないと思うのです。やはりある程度具体性・方向性を持って議論なり、実際の事務を進めていかないといけない。例えばプラットフォームという言い方がありますが、具体的には何なのだとということをはっきり明示して、議論していかなくてはいけないだろうと思っています。

担い手の問題を考えたときに、やはりNPOとして認可されるまでの事務の煩雑さが要因になっているというのがあります。法人ですから、ある意味では当然ですが、県庁において認可されるまでの事務の煩雑さを、もう少し考えていかないといけない。私は集落と言った方がいいかもしれないような小単位の地域社会を維持するためには、NPOあるいはNPOのような地域社会の人々による管理など、もう一捻り考えていかないといけないのではないかと考えています。

私からは以上です。あとは議論の中でお話しさせていただきたいと思います。

○山本委員長 ありがとうございます。

続きまして、全国市議会議長会の野尻様、よろしく願いいたします。

○野尻会長（全国市議会議長会） 全国市議会議長会の会長を務める大分市議会議長の野尻でございます。新型コロナウイルス感染症への対応で、皆さん大変忙しいことでしょうが、頑張っていきたいと思います。

それでは、総括的な論点整理を拝見し、幾つか懸念される事項について、問題提起をさせていただきます。

最初に、いわゆる圏域構想、圏域単位での行政をスタンダードにという発想から、本当に方針転換が図られているのか、市川会長に明確にさせていただきたく存じます。

私どもは、市町村の区域を越える広域的な取組に決して消極的な立場をとってはおりません。住民の立場から必要な広域的な事務事業については「連携中枢都市圏」「定住自立圏構想」に限らず、その他関係府省の法律や政策、さらにデジタル技術なども最大限利用し、積極的に連携を進めてまいります。議会としても積極的に関与してまいります。

その上で申し上げます。市町村がそれぞれ自らの地域を基点に人口減少時代の行政サービスの内容や水準、実施方法などについて、具体的な広域連携のあり方を含め、真剣に考

え、実践しています。そこでまず、広域連携の場と進め方は、地域の実情をよく知る地元関係市町村の主体的判断に任せ、特定の連携方式を押し付けないでほしいと改めてお願いしておきます。

しかし、審議では、定住自立圏等の中心市が要綱に沿って中心的役割を担い、周辺市町村を主導して連携を進める、その仕組みの強化にもつばら焦点が当てられています。広域連合など過去に法制化された多様な連携手法について、問題点や改善策の検討がないことに違和感を覚えます。それぞれの地域で中心市と周辺市町村の関係は様々です。ビジョンの作成も中心市が主導し周辺市町村が個別に参画する地域もあれば、関係市町村が共同で行う地域もあります。大分都市広域圏では、関係市町村で広域圏推進会議を設け、共同でビジョンを作成しています。ビジョン作成後の連携計画の作成や実施に当たって、合意形成する際も「主導」「参画」の関係だけではありません。

論点整理では、合意形成に際して現場で障害となる問題が指摘されています。市町村間では利害が対立しやすく合意形成が困難な事務事業については、個別行政分野の関係法律・要綱などに所管省庁が所要の見直しを加え、法律改正などを通じて改善を図ることも考慮すべきです。

中心市と周辺市町村の意思疎通の問題については、要綱が主導方式だけを採用するところに大きな原因があるように感じます。要綱の骨格を変えずに、近隣市町村の十分な参画や広域連携の実効性を担保する仕組みを制度化しても、連携が円滑に進むとは思いません。

加えて、近隣市町村の計画作成や、住民の合意形成の権能まで中心市が担うことになれば、中心市の主導が一層際立つ一方、周辺市町村の従属意識や、逆に反発意識が強まり、角を矯めて牛を殺す結果にもなりかねません。そうなっては、中心市もかえってリーダーシップの発揮が難しくなります。

中心市と周辺市町村の関係は、対等を基本に現場に任せることが適当だと思っています。ところが論点整理を拝読しますと、連携計画作成市町村、実態は中心市の主導の下で周辺市町村との丁寧な合意形成や、都道府県からの権限移譲に係る新スキームを法制化して、主導・参画の関係をより強い縛りで推進したい、中心市を法律に位置づけ、定住自立圏等の構想を要綱から法律に格上げしたい。そんな思惑が見え隠れする印象を拭うことができません。

財政措置については、現時点で特段の言及がないものの、将来的に中心市に対して地方交付税の拡充など、さらに手厚い特別の財政措置を講じる一方、周辺市町村が広域連携に消極的な選択をすれば、財政的に不利益を被るような政策変更がなされないとも限りません。十分な検証もないまま、定住自立圏等の構想が望ましいものとされ、財政措置のさじ加減によって、全国の市町村が一方的にその方向に追い込まれるような事態になれば、地域政策としても極めて危険です。

定住自立圏等の構想、特に連携中枢都市圏には構成市町村間の序列意識を強め、かえって一体感醸成の支障となる、周辺市町村からの人口流出は加速し、周辺地域を衰退に追い

込む危険をはらむといった懸念の声が聞こえます。中心市への権限集中を加速し、実質的に吸収合併を狙うものだという一般市町村の根強い不信もあります。地域の自主的選択を建前にした中央集権的な進め方が現実になれば、周辺市町村に平成の大合併を連想させ、大きな不信と反発を招くことも大変危惧をいたします。

広域連携に向けた合意形成を円滑に進めるためには、地域の多様性を踏まえ、まずは中心市の主導方式一辺倒を改め、関係市町村の共同方式も選択できる要綱の見直しが必要ではないでしょうか。それが現場にも適します。

その上で、中心市と周辺市町村の意思疎通の強化は要綱レベルで図るようにすることが適当だと考えます。

また、都道府県から権限移譲を受ける団体は連携計画作成市町村と特定せず、市町村一般の権能とすることが適当です。中心市の扱いは、それぞれ現場の運用に任せる方がよしいと考えます。併せて都道府県に対する申請は権限移譲される区域の近隣市町村も共同申請する形にし、都道府県も連携計画作成市町村に過剰な権限集中と負担が生じないよう慎重に配慮することが適当です。

財政支援については、定住自立圏等による広域連携に限らず広域連合を活用するなど、その他の手法に対しても中心市を含む関係市町村の役割に応じた適当な財政措置を講じるよう、要望いたします。

なお、都道府県の垂直的補完が重要だとしても、市町村との役割分担など、制度的な秩序を損なうことがないように、都道府県側から押し付けできない工夫が必要だと考えます。

次に「連携中枢都市圏」「定住自立圏」に対する議会関与の強化を求めたいと存じます。現在「連携協約の締結」と「特定の事務執行手法」に係る議決を除いて、広域連携事業の進捗プロセスに及んでいないのが実情です。論点整理では、広域連携の計画段階から議会が積極的に参画する重要性を指摘しているものですから、議会の議決事件の追加条項（地方自治法96条2項）を活用することを推奨いただきたいと思います。ビジョン策定はもとより、進捗プロセスの要所要所で議会が議決やその他の方法で関与できるよう、要綱を改正して、議会の関与拡大を明記することを要望いたします。

なお関連して「公共私連携」についても、政府としても、地元人材育成に最優先で配慮いただきたい旨を申し添えます。

3点目に、次期調査会では、多様な人材の議会への参画促進を図る方策を総合的に検討してほしいと要望いたします。

本会では、昨年6月の総会以来、市議会自身、議会改革に積極的に取り組むことを含めて「多様な人材の市議会への参画促進に関する決議」を行い、自治、選挙、財政など多分野にわたる制度改正について、総合的な対策を求めています。特に厚生年金制度への加入実現は、有権者などからも前向きに意見をいただくようになってきました。今後の検討課題に位置づけていただくようお願いいたします。

議員の位置づけの明確化についても、次期調査会で議員の職責など、法制的に検討を深

めることを要望いたします。議会構成の多様化が先決、法的効果が疑問など、消極的な指摘もありますが、現場では、多くの真面目な議員の日頃の地道な議員活動がなかなか住民の理解や評価にもつながらず、後継者が見つからない、議会・議員の若返り、多様化が図れないと悩んでいます。御理解をいただきたく存じます。

また、小規模市町村では概して議員報酬が低く、兼業しなければ生計が困難ながら、現実には専業として議員活動を迫られるジレンマに直面する議員がおります。このため、住民の理解を得て、地域の実情に応じた適正な水準まで議員報酬を引き上げていけるよう、適切な地方財政措置の必要性を指摘いただきますよう要望いたします。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

続きまして、全国町村会の荒木様、よろしく願いいたします。

○荒木会長（全国町村会） 全国町村会長の熊本県嘉島町長の荒木でございます。

市川会長、大山副会長、山本小委員長を初め、これまで大変御熱心に議論を重ねてこられた委員の皆様方に敬意を表する次第でございます。

全国町村会としての考えの詳細は、別紙「意見書」にまとめさせていただきました。本意見書は、日々町村行政に携わる中で、現場の思いも含め、率直に申し上げますので、ぜひ受け止めていただきたいと存じます。

今回の論点整理（案）については、全体を通じて熱心に御議論いただき、賛同できる部分も多々ございます。しかし、本日は時間も限られておりますので、賛同できない項目、懸念のある項目を中心に意見を申し上げさせていただきます。

まず、特に看過できない論点がありますので、このことを申し上げます。

論点整理（案）9ページから始まる「連携計画作成市町村と相手方の市町村による連携」についてでございます。

論点整理（案）では、連携施策への「相手方の市町村の十分な参画を担保する仕組み」を設けるとされていますが、これが連携中枢都市圏・定住自立圏の要綱で定められた圏域のビジョン等の策定プロセスの法律による制度化を図ろうとするものならば、本会の総意として「断固反対」いたします。

これは既に広く普及し、全国をほぼ網羅している定住自立圏等を活用し「新たな圏域行政」を容易に全国展開することにほかならず、将来、周辺町村の衰退が確実に進むことになるものと強く危惧いたします。

「対等」であるはずの、市町村間に「計画策定市町村」という機能に着目した評価を導入し、新たな格付の考え方を持ち込むものであり、実質、中心市による「圏域に対するマネジメント」の強化そのものであります。

さらに、法律への格上げによって、容易に加入・脱退できる自由度がなくなり、将来的には町村の選択肢を狭める恐れが大きいと考えます。

また、連携中枢都市圏には、財源・権限の中心市への集中や、条件等の違う市町村間の

合意形成の難しさなど、根本的な問題があることを私の地元を例に出し、これまでも申し上げてきました。こうした課題が「相手方の市町村」や「共・私」が十分に参加する仕組みを設ければ解決するかのような考えをとることには、大きな疑問を感じます。我々の思いとは逆の方向であります。

そもそも、定住自立圏等は、集約・コンパクト化とネットワーク化を目指すものでございます。そこには中心となる都市を核として、機能を分担しながらネットワークでつなぎ、経済合理性や行政の効率性を追求しようとする考え方が色濃く存在します。「新たな圏域行政」の推進も同じスタンスではないかと強く危惧しております。

次に、論点整理（案）で示された各論について申し上げます。

初めに、Ⅱの「広域連携」についてでございます。

第1に、論点整理（案）の7ページから始まる「計画段階への着眼」についてでございますが、現場実践の中では、計画と執行は分けられないことも多く、形式にとられない地域実態に合わせた柔軟なやり方や「計画」も幅広い捉え方が必要と考えます。

また、この関連で示された「地域の未来予測」の意義については、一定の理解をしていますが、未来の何を予測するかで意味合いは大きく違ってきます。

「地域の未来予測」は、その使い方次第では、人口減少・少子高齢化の先行する町村にとって、さらなる行財政改革や、広域連携による効率化・集約化・合理化等への道具に使われることを懸念いたします。ある面だけを捉えられ「新たな圏域行政」の圧力が強まるのではないのでしょうか。

「地域の未来予測」の整理を市町村及び広域圏に一律に適用することには、様々な弊害が生まれる懸念があり、賛同できません。

また、地域の将来像を考える際には、全国一律の定量的な指標による評価だけでなく、人口減少を前向きに捉え、どのように地域や一人一人の価値を高めていくかの視点が極めて重要であります。

新たな可能性を切り拓く市町村や地域固有の魅力・価値のさらなる向上への取組を応援する政策推進の必要性を打ち出していきたいと存じます。

第2に、論点整理（案）10ページで、個別行政分野の計画に関し「できる限り共同作成が可能になるよう」といった記述がありますが、計画策定を容認するかのような誤解を招かないよう、丁寧な表現をお願いしたいと存じます。

国による地方への計画策定や専門職員・窓口の設置の義務付けの実態を確認し、不要なものや重複しているものを見直すなど、改めて地方分権を踏まえた記述とともに、御支援御協力をお願いしたいと思います。

第3に、論点整理（案）14ページ以降の「都道府県による補完」についてでございます。

補完の手法は「連携協約の活用が有用」であるとして「連携協約に基づく役割分担の協議を要請できる仕組みを設ける」といった内容ですが、都道府県と特定の市町村の連携協約は、実行面での懸念があります。

先行県の例に見られるように、小規模町村が県全体にとって重要な価値を持つとの県民合意の下に「共同的な手法」の一環としての取組がもっと広がってほしいと強く期待しております。国として、さらなる機運の醸成と力強い支援策の検討をお願いしたいと存じます。

第4に、技術職員の確保について、本年度から実施される市町村支援スキームは、本会としても、平時と危機管理を対応させた仕組みとして評価しております。

医師、看護師、保健師等専門職種の広域的な連携調整について、さらなる国の制度改善や財政支援も含めた積極的な検討をお願いしたいと存じます。

次に、Ⅲの「公共私の連携」についてでございます。

町村にとって、行政に関わる人材は要でありますし、地域を支える「ひとづくり」は極めて重要でございます。国の最近の積極的な政策は、我々も評価しておりますが、前例にとらわれない、さらなる大胆な取組を期待いたします。

次に、Ⅳの「行政のデジタル化」についてです。

基幹系情報システムの標準化について期待する一方で、自治体規模の違いによる様々な課題があります。AIの活用についても、小規模自治体では留意が必要でございます。

また「自律・分散」と「多様な連携協力関係」の構築をサポートする機器・システムの開発・普及、さらに情報通信インフラの条件不利地域も含めた全国的な整備については、地域という視点ではなく、我が国全体の持続可能性を追求する上でも不可欠と考えております。

Vの「地方議会」については、住民代表の議会機能の維持・確保のための取組、とりわけ町村議会における議員のなり手不足対策は、切実な課題であります。

全国市長会とともに、全国市議会議長会・全国町村議会議長会との課題認識の共有の下、引き続き地制調等において検討が深められることを期待しています。

各論については以上でございますが、最後に、率直なお話をしたいと思います。

このたびの国難である新型コロナウイルス感染症との戦いに、国・地方が心を合わせて一丸となって挑んでいる中で感じたことであります。

果たして、2年前の「自治体戦略2040構想」に対する私たちの意見や、これまでの地制調の場での私たちの発言は一体何だったのだろうか。これ以上は申しませんが「信頼」は築くには長い努力が必要ですが、壊れるのはあっという間です。

意見書の終わりに2つのことを申し上げたいと存じます。

1点目は、国土のあり方と町村についてでございます。

東京一極集中の是正は必須の取組であり、都市地域、農山漁村地域など多様な地域が自律・分散しながら、それぞれが重層的につながりを持つ国土構造が目指すべき姿であります。

地域資源を生かし、地域の個性を磨くことで、多様な地域の価値がさらに向上発展していく、その集合体が国土を形成いたします。その中で、私たち町村はかけがえのない役割

を果たしたいと考えております。災害時の大都市に対する安心の砦としての役割もそうでございます。

2点目は「自律・分散」と「多様な連携協力関係」の構築についてであります。

町村行政について、広域的な様々な「横の連携」や都道府県・国との「縦の連携」はますます重要になってまいります。

その際、それぞれの行政主体の自主性・自律性の下での十分な機能発揮を前提に「多様な連携協力関係」は「主従」ではなく「対等な協力関係」でなくてはなりません。

ICTの進展やAIに代表される技術革新により「自律・分散」と「多様な連携協力関係」が調和的に両立可能な時代が到来しつつあります。

今次のテーマは各府省にも広く関わっていますが、色々な制度や規制を地域の現場目線で柔軟に使い勝手のよいものにしていくことが極めて重要です。地方六団体が求める地方分権推進とも深く関わります。

私たちは住民自治・団体自治の現場においてこそ、多様な連携協力関係の基盤となる多様なつながりの「苗代」を守り育てることができるものと確信しています。これからも、本会が主張する「都市と農山漁村が共生する社会の実現」に向けて努力を重ねていく所存でございます。

私からは以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

続きまして、全国町村議会議長会の松尾様、よろしく願いいたします。

○松尾会長（全国町村議会議長会） おはようございます。全国町村議会議長会会長で有田町議会議長の松尾文則でございます。このような発言の機会を設けていただき、誠にありがとうございます。

まず初めに、専門小委員会の委員の皆様方におかれましては、総括的な論点整理の取りまとめに向け、熱心に御審議を賜りましたことに対しまして、深く敬意を表する次第でございます。

私からは、この論点整理のうち「Ⅱ 広域連携」と「Ⅴ 地方議会」の2点について、申し上げます。

それでは1点目「広域連携」について申し上げます。

人口減少や高齢化がこれからさらに進む中、町村の行政サービスを維持していくためには、他の市町村と連携し、それぞれの持つ人的・物的な資源を活用し合うことが大変重要であります。

そして、こうした連携は、地域の実情に応じた自主的な取組として行われるものであり、この点は論点整理で述べられているとおりでございます。

また、広域連携には様々な手法がありますが、その選択は市町村の自主性に任せるべきであり、国が押し付けるようなものであってはいけません。この点、論点整理には指摘しなくてはならない点がございます。それは計画作成市町村の位置づけであります。計画作

成市町村と一般的な名称を使っていますが、定住自立圏・連携中枢都市圏の中心市を想定しているものと思います。論点整理ではこの計画作成市町村が計画を作成するに当たり、相手方市町村の十分な参画を担保する仕組みや、公や私の担い手からの計画に対する仕組みが提案されております。この仕組みが法制度化を意味するならば、それは定住自立圏・連携中枢都市圏の制度化であり、圏域行政の制度化と言わざるを得ません。

現在、要綱で行われているこの2つの圏域を法律に格上げすることは、県と市町村の間に新しい自治の仕組みをつくることであり、町村の現場から見ますと戸惑いを禁じ得ません。仮に定住自立圏・連携中枢都市圏の中心市が法律に位置づけられると、そこに権限と財源が集まりやすく、また、集めやすくなり、周辺市町村の衰退といずれ圏域単位の合併に追い込まれかねないとの懸念がどうしても払拭できません。中心市を法律で特別に扱うことは、大変違和感を覚えるところでございます。

相手方市町村の十分な参画を担保するなど、要綱を改正して行うべきであり、法制度化は現場に混乱を招きかねません。却って動き始めた広域連携に水を差すのではないかと危惧をいたします。

論点整理では、関係市町村の議会が計画段階から参画することが重要とされておりますが、広域連携を実効あるものとするために、定住自立圏・連携中枢都市圏のビジョン策定に当たり、関係市町村の議会の議決を必要とすべきと考えます。定住自立圏の協定、連携中枢都市圏の連携協約に加えて、圏域の具体的な施策を記載したビジョンにつきましても、要綱を改正し地方自治法第96条第2項を活用して、議決事件に加えることを進めてほしいと考えます。

以上が、広域連携でございます。

次に、地方議会について申し上げます。

まず、議員報酬のあり方についてです。現在、町村議会議員の議員報酬は、月額平均約21万6000円で、県議会・市議会と比較してかなり低い金額になっております。仮に家族がいた場合、この金額で生活を維持しようとしても無理があることは誰の目から見ても明らかであります。

また、現在働いている若い世代におきましては、地域に貢献したいという強い思いがあっても、今の職業ならば得られたであろう所得を放棄してまで議員に立候補することは考えにくいこととございます。こうしたことから、議員報酬の引き上げは待ったなしの課題となっておりますが、一方で、議員報酬は住民の議会・議員への理解がなければ、引き上げることは難しいのが現状であります。

そのため、本会では議員の活動量と首長の活動量を比較し、その割合をもって議員報酬額を算出し、それを基に、住民と議員報酬の議論をするとした議員報酬の考え方を取りまとめ、全議員に周知しております。

また、これと併せて毎年開催している議長・副議長研修会におきましても、理解を深めるべく研修を行っておりますが、いまだ多くの町村において、議員報酬の引き上げに至っ

ておりません。私どもも引き続き自らの努力で議員報酬の引き上げに向け取り組んでいく覚悟でございますが、国におかれましては、町村議会が議員報酬を引き上げやすい環境の整備を図っていただくようお願いいたします。また、適切な地方財政措置を講じていただきますようお願いいたします。

次に、請負禁止の緩和について申し上げます。

現在、議員の個人請負の場合、請負量を基準とする法人の場合と異なり、金額の多寡に関係なく一律に禁止されております。立候補のハードルを下げ、多様な人材を確保するためにも、個人も法人と同じ要件に緩和していただきますようお願いいたします。

また、法人につきましては、主として同一の行為をする法人と規定され、その解釈は請負量によって個々具体的に判断するしかないとされております。このことは、議員に該当性の判断を迷わせるとともに、議員になることへの萎縮効果を生じさせることにつながるといわれております。国におきましてはこうした状況に鑑み、その範囲を明確化していただきますようお願いいたします。

次に、立候補環境の整備について申し上げます。

サラリーマンや女性など、多様な人材を確保するため、議員への立候補に伴い解雇などの不利益な取り扱いを受けることがないようにすることに加え、議会・議員活動のための休暇・休職制度、さらには議員退職後の復職制度についても、今後さらに検討をしていただきたいと思っております。

また、議員の法的位置づけや議員年金などの課題につきましては、今後、この地方制度調査会の場で検討していただきますようお願い申し上げます。

以上、広域連携と地方議会について申し上げます。

いずれも町村議会にとりまして大変重要な事項であります。特に地方議会に係る部分につきましては、1日でも早く実現しなくてはならないと考えております。皆様方におかれましては、ぜひ前向きに議論していただきますようお願いいたします。

私からは以上でございます。どうぞよろしくようお願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、全国知事会の飯泉知事が御出席をされましたので、御紹介をさせていただきます。全国知事会会長の徳島県知事、飯泉嘉門様でございます。

それでは、全国知事会より意見聴取を行いたいと思っております。飯泉様、よろしくようお願いいたします。

○飯泉会長（全国知事会） まず、冒頭に遅参いたしました大変失礼いたしました。皆様方のお話にありました新型コロナウイルス感染症、まさに新たな国難、その対応ということで、9時から西村大臣、加藤大臣との協議を行っていたものですから、大変失礼いたしました。

山本委員長様を初め、専門小委員会の皆様方には本当にコンパクトに取りまとめをいただいておりますこと、心から感謝を申し上げます。

それでは、全国知事会からの論点整理（案）、こちらを御覧いただきながら、これに補足する点について、お話を以下させていただきたいと思います。

今回のこの意見につきましては、47都道府県全ての知事に意見照会をさせていただいたいわば総意と思っていただければと思います。

まずは全体的な話としては、各知事からは市町村の意見をぜひ尊重していただきたい、こういうことであります。

まず、広域連携に入りたいと存じます。

ここにつきましても、やはり国が市町村のあり方を決め付けていくということではなくて、やはり選択の幅を広げると、こうしたことにぜひ対応をしていただきたいと思います。

次に市町村連携による都道府県からの権限移譲についてであります。

やはり複数市町村が連携する体制に対して権限移譲をどんどんしていくというのが、本来あるべき姿でありました。小規模市町村の皆様方も権限移譲を受けやすい形となるものであり、徳島県におきましても、複数市町村でつくります広域連合に対して、移譲を進めているところでもあります。

また、こうした中の都道府県の役割とありますが、確かにお話のように小規模市町村が人口減少の下、増えてまいります。フルスペックでの対応はなかなか難しいものがあるわけでありまして、市町村の皆さん方からの要請に応じ、都道府県としての補完の役割、ぜひこれを進めるような対応をお願いしたいと思います。

また、その中で特に技術職員の充実、立谷会長さんからもお話がありました、こうした点につきましても、実は都道府県においても土木、建築、あるいは農業土木、また林業など、職員の確保が特に大都市部では大変厳しい状況となっているところでもあります。そうした意味で、人材確保が進むような制度、そうしたインセンティブなどをぜひお考えいただきたいと思います。

また、都道府県を越える行政課題への対応についてであります。

ここは全国知事会、あるいは関西広域連合など、都道府県間での相互連携、協力が大変進んでいるところでもあります。しかし、今なお様々な形での規制が立ちはだかるところがあるわけでありまして、ぜひ連携を阻害する規制緩和、こうした点もお願いをしたいと思います。

それでは、次の公共私連携に移りたいと思います。

まず、ここにつきましても職員の仕事改革とも大きく関わるものでありまして、ぜひ業務の見直しはもとよりのこと、兼業・休暇制度、こうしたものの環境整備を整えていただくことによりまして、各それぞれの職員が地域の様々な課題に多くの関係者と連携をする形で、例えばタスクフォースに積極的に参画をするなど、こうしたことをぜひ進めていただきたいと思います。

また、認可地縁団体制度が掲げられております。ぜひ地域の実情に応じる形で、任意団体か、あるいはこの認可地縁団体かを選択をできるようにしていただきたいと思います。

次に、行政のデジタル化に移りたいと思います。

5G、あるいはIoT、ビッグデータ、AI、ロボット、インダストリー4.0を合わせ、いよいよ今年度からSociety5.0の幕開けとなったところでもあります。時間と空間を超越する特にITという言葉ができたときに、これを付加させていただいたところでもあります。今ではまさにスマート農林水産業、あるいはi-Construction、遠隔医療と、まさに地方でこそというものがどんどん進むその大きなツールがこのSociety5.0になるわけでありまして、日本が常に好む標準化をまずする、こうしたことではなくて、地域の実情に合わせ、これらの技術を使っていくデファクトスタンダード、まずはやってみる、必要は発明の母、こうした点にぜひ留意をいただきたいと思います。

また、システムを作り上げていくときに、それを様々な形で地域の実情に合わせる、いわゆるカスタマイズ化をするためには、やはりベンダーロックインを何としても防ぐ。これまでも常に国の審議会でも申し上げてきたところであり、ようやくこの国もベンダーロックインを防ぐ体制となったところでもあります。先ほど立谷会長からも御意見がありまして、国でのシステム開発をまず行って、そして、それを地方に無償配布という形もありましたが、やはりそれぞれの地域の実情に合った形でということで、地方でのカスタマイズ化をしっかりと行える、これは確かに大きな選択肢、方向の一つではないかと思っておりますので、総務省を挙げて、こうした点については、ぜひ取組を進めていただきたいと思っております。

また、取組の方向性などについて、少し申し上げたいと思っております。

今我々は地方六団体、特に市長会、町村会の皆さん方とともに、J-LISを中核としてマイナンバー制度をどんどん普及を進めているところでもあります。平時の利活用はもとよりのこと、いざ発災となった場合にも、このマイナンバーカードは大変有効となります。

国とともに、徳島で進めてまいりましたマイナンバーカードを非常時に使う、特にアプリケーションを活用することによりまして、今までの国保における既往症など、いわゆる様々なデータをこの中に個人情報として入れ込むことによって、避難所で読み込むことで、その方が、あるいはその避難所にどういった既往症、また、どんな薬が必要となるのか自動的に集計することができる。地図情報の中に、その地域が従来は赤プロットになっていたものが、避難所でリーダーで読み込むことによって、その御家庭は青点になる。つまり万が一津波でその集落が飲み込まれたとしても、全てが青点をしていれば、自衛隊、警察、消防はそこを掘り起こすことがない。もし真っ赤であれば、それを地図情報により掘り起こすことによって、72時間、命の時間を大切に使うことができることでもあります。

ぜひこのマイナンバーカードの活用の多様性といったもの、これは国も地方も挙げて進めていく。その意味では、その利便性といったもの、利活用といったものを多く広げていただきたいと思っております。

最後、地方議会についてであります。

こちらは、議会の三団体の皆さん方からもお話のあったとおりであります。私としても自分自身がこの世界に身を投じたわけでもあります。そうした意味では、地方議会を初め、

多くの皆さん方が、ぜひ議員さんを初めとして、この政治の世界に関わっていただく。そのためには、休暇制度、あるいは休職制度、こうしたものを弾力的に、また、実際に議員さんなどを退職した後の復職の制度、これも御意見がございました。ぜひしっかりと法整備をしていただいて、若い皆さん方も、あるいは様々な業を行っている皆さん方も、議会の方に参画をしやすい体制をおつくりいただきたいと思います。

その意味で、議員のなり手としてこれまでタブーとされてまいりました公務員、こうした皆さん方ももちろん工夫は必要となるところでありますが、その参画といったもの、また、その経験知識といったものを活用しないのはあまりにももったいない。そうした意味で、ぜひ視野に入れていただきたいと思います。

以上、申し上げたところでありますが、ぜひそれぞれの市区町村の皆様方が、しっかりとこれからの将来を展望した対応ができるような有為の選択肢をより広げていただきますように、よろしく願い申し上げまして、私からの御意見とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、地方六団体の皆様の御発言に関して、事前に各委員から質問を預かっておりますので、私が代読をさせていただきます。

私から全国都道府県議会議長会から順番に御指名をし、1団体当たり、おおむね3から4問程度まとめて御質問させていただきますので、指名された団体の代表の方は、まとめて御回答いただければと思います。その後は次の団体、全国市長会への御質問、御回答という形で順番に進めさせていただきます。

まず、全国都道府県議会議長会ですが、少し回線の接続状況が不安定になっているようでございますので、先方の事務局と御相談の上、音声により御参加をいただくという形で、以下行わせていただきたいと思います。御了解いただければと思います。

それでは、全国都道府県議会議長会に対する各委員からの質問でございます。

まず、太田委員から、提出をいただいております資料2に関し、議会及び議員について、御質問が幾つかございます。

まず、資料2の3ページ以下に条文の案が掲載されており、その89条の改正案におきまして「議会制民主政治における意思決定機関」という文言を追加することによって、議会の役割を明確化する提案になっておりますが、現在でも憲法上、地方議会は議事機関と書かれております。それと比べて何が明確になるのかという御質問です。

それから、ここでいわれる議会制民主政治における意思決定には、例えば地方の長の決定とか、あるいは地方議会と長との間のもろもろのやり取り、例えば不信任議決、拒否権等々色々ございますが、こういったものが入らないのではないか。そうすると、ここでいう議会制民主政治の捉え方が狭くなりすぎるのではないか。これが1つです。

次に、89条の2の第3項の提案がございまして、ここでは議会の議員が他の職務と兼業することが前提に書かれているかと思えます。ただ、4ページの下の方を見ますと、議員

は365日年中無休の仕事をするとして、非常勤、あるいは名誉職というイメージを払拭したいと書かれております。この間の関係について御説明をいただけないかということ。

さらに具体的に申し上げます、89条の2の第3項において、何が想定をされているのか、例えば議会に出席するために、無給の休暇を時々認めるといったことを想定しているのか、それとも先ほどの365日ということから言いますと、議員の任期のかなり長期にわたって休業を認め、それでも解雇その他の不利益な取り扱いはしないということを想定しているのか。何を想定した条文なのかという御質問でございます。

話は変わりますが、行政のデジタル化について、宍戸委員から質問がございます。

これは各議長会に共通の質問でございますけれども、行政のデジタル化に対して、議会としてどのように関わっていかれるおつもりかということ、それから、議会のデジタル化についてどのようにお考えかということです。

同じく宍戸委員から「地域の未来予測」について御質問がございまして、この「地域の未来予測」について、議会としての活用方策や課題について、もし御意見があれば伺いたいということです。

質問は以上でございます。

○田中会長（全国都道府県議会議長会） 全国都道府県議会議長会へのただいまの御質問について、御意見を申し上げたいと思います。

最初に申し上げますのは、基本的に現在、地方自治法の中で普通地方公共団体に議会を置くということだけが記されておいて、それが当然、様々な審議機関であると、議事機関であるとみなされていると思っておりますが、やはりここは議会というものを提示しておりますように、議会制民主政治における意思決定機関としての住民を代表する選挙された議員をもって組織される議会を置くということ、やはり明示するべきではないかというところから発しております。議会の設置を明示する限りは、議員についてもそこで触れて、なおかつ、そこに職務であるとか、義務であるとか、そういうものを加えなければならぬと考えています。

その中で、いわゆる執行機関として、これは京都府の機関意思決定をして、執行をしていくわけでありまして、当然議会と知事の討議の場は必要であります。その中で議会というのは、京都府の団体意思を決定する機関であるという位置付けを我々はここでしておくべきではないかと思っております。

そういう意味では、議事機関という文言だけでは導かれない意思決定機関であることを条文上明らかにするものだと考えております。また、それが普通地方公共団体において、議会制民主主義が議会だけで行われているというような理解に立ったものではもちろんございません。今回の研究会へ提出しております報告書においても、議会を議員と知事の討議の場とする等の今後の議会と首長の関係についても述べておるところであります。

また、次の御質問のこのような条文を置くことによって、議会のイメージがいかに変わっていくかということであるのと同時に、兼職ということが365日、現実の課題として、我々

が活動しておることを、いかに整合するのかということでもありますけれども、先ほど申し上げましたように、議会は会期中だけでなく年中、民意の酌み取りのために時間を割いて活動しておると思っております。しかし、そういった普段の議員活動についての条文上の規定がありませんということをお願いしております。

これを条文に明らかにすることで、単なる非常勤、そのときに議会だけ出席する非常勤であるとか、名誉職であるというようなものが、これは我々が提出しましたペーパーの中に名誉職という言葉が入っておるわけですが、そういうイメージは払拭していくべきものだと思います。

それぞれ、現在も働き方改革の推進などによりまして、兼職をしてもそれぞれの仕事を生業として両立しておられる方もたくさんおられますので、兼職だから名誉職や非常勤のイメージが残るものとは考えておりません。

それから、「地域の未来予測」についてですが、これは各市町村や府県の行政需要や、人材財源、公共施設などの経営支援の長期的な見通しということですから、客観的なデータとして理解しておりますし、それを都道府県を始めそれぞれが当然活用すべきであるし、そう理解すべきであるし、議会においてもデータの活用は重要であると同時に、議員の集まりであります議会でありますから、ここでその未来予測を、我々でありますら京都府の活動、また、府県の活動と合わせて、議員として住民の皆さんによく理解してもらう行動をしなければならないと考えております。

その次に、行政のデジタル化についてでありますけれども、これは非常に重要なことでありますし、社会がそのようになっていくということに対して、当然議会としてもデジタル化を推進していかなければならないと思っております。議会としてのICT化も喫緊の課題であります。ペーパーレス会議システムや環境の整備等々は進めていかなければならないと思っておりますし、我々京都府議会では、本年度から常任委員会でのペーパーレス方式による試行も予定をしております。

また、審議のデジタル化ということだけでなく、政策条例等のパブリックコメントを求める際にも、こうしたものの活用を検討していくことが必要であると思っております。議会のICT化、そして、国、行政、全てのそうしたものについて、進めていただきますようお願いしたいと思います。

何か抜けているところはありますか。

○山本委員長 ありがとうございます。

お答えいただいております、大丈夫だと思います。

それでは、続いて全国市長会に対する質問でございます。

2つございまして、まず私の方からです。

資料3におきまして、各市長さんからの御意見が色々ございます。その2ページの最初に「連携中枢都市圏制度など広域連携の仕組みをより安定的に運用できるような制度設計が必要」とございまして、以下2ページの部分に、定住自立圏・連携中枢都市圏について

拡充を図るべきであるという御意見が挙げられています。

これに関しまして昨年、指定都市市長会から要綱に基づいて運用されている連携中枢都市圏制度について、法定化を含め安定的に推進できる仕組みを求める要望が出されておりますけれども、市長会として、この要望についてどのようにお考えでしょうか。

続きまして、大山副会長からの質問でございますが、同じ資料の3ページの中ほどでしょうか。全体として、これまでも権限移譲を進めるために条例による事務処理特例において、市町村の長が議会の議決を経て要請できるようになったけれども、活用されていない中で、要請の仕組みをつくっても活用されないのではないかと。今回の制度化に当たってはハードルが高い割に実効性が伴わないのではないかとという御意見がございます。

これについて、では、どのような方策を採れば実効的になるのかということについて、これは会長に御質問するのが適切かどうか分かりませんが、もし、この点に関する実効的な方策について御提案があれば、お伺いしたいと思います。

○立谷会長（全国市長会） それでは、お答えします。

まず、連携中枢都市圏を法制化するという点については一部の意見です。市長会全体の意見ではありませんので、その点は誤解しないでいただきたいと思います。今まで市議会議長会、あるいは町村会、色々御意見をいただけてきましたが、圏域スキームを法制化することについて、私は反対してきました。さらに圏域スキームや広域連携についても、テーマごとに行うべきだと言ってきました。

ですから、定住自立圏、あるいは連携中枢都市圏というのを、そこに参加する全ての市町村の総意でそれに取り組もうということであればいいですが、それを強制的に全体的にやらなくてはいけないのだというような立場に立ったことはありません。ただ、市長会もたくさんの市区長で構成していますから、一部にそういう御意見があるかもしれませんが、市長会全体の意見ではありません。あくまでもそこに参加する自治体皆さんの総意でもってなさるのだったらいいです。

それから、広域連携についても、あくまでもこれはテーマごとにやるべきだと私は申し上げてきたのです。圏域というアバウトな枠組みをつくることには、私は極めて反対です。このことについては、明確に申し上げておきたいと思います。

次に、権限移譲の問題です。これも一部の市の中には、なかなか話がうまく進まないという意見があるということです。非常に各論的な問題になりますので、ここで全体的な議論をしてもしょうがないと思います。ただ、権限移譲について、たいてい市の場合は県との間の権限移譲であり、県と適切な話し合いをするための手続きが難しいのではないかと。議論も一部にあることなども含めて、全体的な議論の際には、実情に応じて議論をしてみたいと思っております。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

一言、今の点について申し上げますと、この専門小委員会で議論いたしましたのは、あ

くまで連携協約という合意に基づいて連携するという話でありまして、何か連携を義務付ける等々のことを議論しているわけではございません。

そして、連携協約の内容に関しましても、それぞれの地域の実情に合わせた形で各団体がどのような内容で連携するかということについて、御議論をいただいて決めることを想定しており、ただ、ここで法制化と書かれているのは、そのときの参画の仕組みをつくることについて、提案を申し上げているのでございますので、この点については、特に今の立谷会長の御意見と何か違うことを言っているわけではないかと思えます。

続きまして、全国市議会議長会に対する御質問でございます。いくつかございます。

まず、1つ目は横田委員からの質問でございます。

市町村の中には、主体的に希望しても、連携の輪に入ることができない市町村があるということが、この専門小委員会の場でも議論されたことがあります。こういった場合について、どのような工夫が考えられるかということについて、もしお考えがあれば、お伺いをしたいということです。

2番目は太田委員からの御質問でございます。

今、私が申し上げたこととも関わるのですけれども、参画の仕組みをつくるという提案について、先ほどのお話ですと、要綱であればいいけれども、法制化には疑問があるというような御意見であったかと思えます。しかし、法律でこれを規定しないと、その他の市町村の関与の可能性が、法的な形で十分に確保されない、保障されないことになるのですけれども、それでもよいのか、それでも要綱に留めておいた方がよいのかということについて、御質問がございました。

3番目は、田中委員からの御質問でございます。

特に専門人材の養成について、どのようにお考えか。そのためには、都道府県の垂直的な専門人材の補完が考えられるけれども、その点については、どうお考えになるか。

また、地元人材の育成が課題として、色々なところで問題になっているのですけれども、なかなか地元人材の育成がうまくいっていないことについて、理由や障害になっていること、今後考えていかななくてはいけないことがあれば、その点について、お教えいただきたいということです。

4番目、5番目は宍戸委員からの質問で、内容的には先ほどの都道府県議会議長会に対するものと同じです。すなわち、4番目の質問は行政のデジタル化に対して、議会としてどのように関わるか。議会のデジタル化について、どのようにお考えか。5番目は「地域の未来予測」に関し、議会としての活用方策や課題について、御意見があれば伺いたいということです。

以上です。

○野尻会長（全国市議会議長会） 今、質問いただきました点について、答えさせていただきます。

基本的に押さえておきたいことですが、中心市と周辺市町村の関係というものは、対等

を基本に現場に任せることが適当であると考えております。その観点からお答えさせていただきます。

広域連携に参加できない市町村についての考え方についてですが、まず、小規模市町村では生き残れないと一方的に予断を持つべきではないと、これは前の山田会長当時の発言であります。先進的取組を重ね単独で奮闘する市町村も数多く存在しております。

その上で連携中枢都市圏や定住自立圏など、広域連携に参加できない市町村があることも事実であります。住民の身近に市町村が存在する重要性を踏まえ、国との財政支援の強化が必要であります。同時に市町村からの求めに応じ、都道府県の補完システムが必要と考えられます。平成の大合併のときに、いわゆる対等合併ということが、ほとんど中心市の中で対等合併といっても、いわゆる吸収合併という形で行われてきたから、相当な町村が合併に至らなかったという点も考えられますので、対等を基本に現場に任せることが基本であります。

2点目の合意形成の過程、意思疎通の方法の法定化に反対の理由についてですが、現場の意思疎通がうまくいかないのは、地域の市町村関係が多様にも関わらず、一律中心市主導、周辺市参画の方式を押し付けるところに根本原因があります。この方式を前提に改善措置を法定しても問題解決にならず、逆に多くの市町村が反発することも考えられます。圏域構想を法律により推進する結果になり、合意形成も強制に転化しかねないと思っております。

要綱逸脱が違法という発想は疑問であります。要綱という緩やかな規制の下、市町村間の合意形成、意思疎通の方法は現場に任せるべき、大分都市圏は市町村対等で共同方式を採用しております。要綱を主導方式一律から共同方式も採用するよう、根本の見直しを強く求めていきたい。それを前提に主導方式の改善として、要綱で改善措置を講じることに反対はしておりません。

3点目の都道府県補完による専門人材の育成・確保につきましては、多発激甚化する災害対応、多岐にわたり拡大する広域連携などを踏まえれば、分野別に優れた専門家の確保は喫緊の課題であります。積年の公共事業削減の影響で、特に土木技術者不足は深刻であります。大分市は幸い土木技術者などの層が厚く、逆に都道府県を支援している立場にあります。一般的には、市町村単独では専門人材の育成・確保には限界があります。都道府県が最優先で補完行政を発揮する場面が現れてくると思います。

しかし、都道府県によっては人材が不十分で市町村の期待に応えられない面があります。職員削減の行革もやめるべきであります。本年度から人材確保に向け交付税措置が講じられたことにつきましては、さらなる充実を要望いたします。都道府県と関係市町村が一緒に多様な専門人材を地元で計画的に養成するシステムを考えるべきであります。地域の未来をデザイン、関係機関を調整する民間人材の養成も重要であります。国の支援が必要だと思っております。併せて、大災害時などを想定し、都道府県の枠を超えた全国的な専門人材の融通システムについても、政府と地方六団体がこれまで以上に一体となって、対応

を強化すべきであります。

次、行政のデジタル化、議会のデジタル化への対応についてであります。デジタル技術の加速度的な進展はやみません。止まらないと思います。住民に有益で行政効率化につながる施策を進めるべきであります。議会としても電子自治体の推進に資する提案を技術者側に積極的に行いたいと思っております。

同時に、デジタル社会は超管理社会、超監視社会に陥る危険性と隣り合わせであります。住民のプライバシー保護などの観点から、デジタル行政に対する監視も議会の重要な使命と認識しております。議会のデジタル化では、例えば産褥期の女性議員が会議出席不能でも表決権を行使できるよう、デジタル技術を活用できないか。その適否を含め、国でも検討してはどうかと考えております。

そのほか、今回の新型コロナウイルスの感染拡大の経験を踏まえ、本会議や委員会のオンライン会議の開催なども、今後の課題としてその可能性を含め、検討してはどうでしょうか。

また、議会運営面ではAIによる議事録作成、さらに将来的には市議会が共同でバーチャル図書室を構築するといったアイデアもあるかもしれません。

5点目の「地域の未来予測」について、議会としての課題認識と活用方策についてであります。「地域の未来予測」の作成は、市町村がそれぞれ主体的に取り組むべきもの、市町村の地方自治の原点ゆえに、国や中心市からも押し付けがあってはならないと考えております。

その上で、連携中枢都市圏・定住自立圏の進捗プロセスに対する議会関与の強化が図られることになれば、「地域の未来予測」を有効に活用することは当然のことであります。

また、「地域の未来予測」を各市町村が作成するに当たっては、地元精通する議員の意見をよく聞き、その指摘や意見を十分反映することが肝要と示されます。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、全国町村会に対しての御質問に移ります。大きく分けると3つですが、ただ、1つ目の広域連携に関しましては、さらに細かい質問が色々ございますので、順番にお話することいたします。

まず、大きな1つ目のグループの広域連携についてです。

その中でさらに5つになりますが、1つ目です。これは大橋委員及び横田委員からの御質問です。連携中枢都市圏等の課題として、本日の資料4の3ページ目の冒頭の部分に、多数構成による合意形成の難しさを主張されてきたとありますが、専門小委員会での議論のポイントの一つは、まさに今後資源制約の下で必要になるであろう市町村間で合意が難しい問題についての連携の実現であったと考えられます。この課題を克服するための方策として考えられたのが、意思決定についての周辺市町村の参画の機会の充実及び自治体の事務の計画段階での連携の推進等であったと理解しております。

計画と執行が区別できるかとか、法制化するかしらないかという話を今、仮に除いて考えたときに、このような考え方、参画の機会の拡充であるとか、あるいは自治体の計画段階での連携の推進といった考え方自体に問題があるとお考えになっているのか、そうではないのかという御質問でございます。

2番目の質問は、これは先ほどの質問と共通しますが、太田委員からの御質問でございます。参画の機会の確保について、法律による制度化をしないで要綱に留めておくことになると、周辺の市町村の関与の可能性を十分に保障することが難しいと思われるけれども、そのように保障をしなくてもよいのかということです。

さらに、十分に保障ができなくても、とにかく法律による制度化に伴って広域連携が展開しやすくなることを防ぎたいという判断をされているのかという御質問です。

3番目は私からの質問です。太田委員の質問については、資料4で申しますと、2ページの中ほどから少し上の辺りでしょうか。「法律による制度化を図ろうとするものであるならば断固反対します」と記述されています。他方におきまして、都道府県による補完については、7～8ページで、これは推進すべきであり、「さらなる機運の醸成とともに力強い支援策の検討をお願いします」とございます。

拝読いたしますと、市町村の連携に関して、中心市と近隣市町村の関係が固定化することが望ましくないという判断をされているのですけれども、専門小委員会におきましては、都道府県による補完においても、やはり都道府県に市町村が従属することがあってはならない、市町村の自立性が失われることがあってはならないので、色々な方策を組み合わせる必要があるとして、市町村の連携と都道府県による補完をともにここで提案しているのですけれども、都道府県による補完の方については、あまり問題がないとお考えなのか。あるいは市町村による連携に比べて、都道府県による補完の方は問題が少ないとお考えになっているのかということについて、お伺いしたいと思います。

4番目の質問は太田委員の質問でございます。連携が広がらない場合にも、周辺の市町村が単独で十分な行政サービスを提供し続けることが可能であると現状を認識しておられるのか、あるいは将来を見通しておられるのかという質問でございます。

5番目も同じく現状及び将来に対する見通しをお伺いしたいという質問で、国民全体が減少する中で、市町村が単独で行政サービスを提供できるようにするために、国や都道府県の側も十分な資源を持たない状態が考えられる。これが今回の地制調の議論の前提であったわけですが、そのような状態にはならないであろうとお考えなのか、それとも、やはりそのような状態になる、国や都道府県の側も資源が不足をし、単独で行政サービスを提供するために、市町村に対して援助を十分に行えなくなる状態が危惧されるとお考えなのか、それとも、そうはならないとお考えなのかということが、第5番目の質問でございます。

以上が大きな1つ目のグループの質問でございます。

あとは、それぞれ単独の質問でございますが、2番目の質問です。田中委員からの御質

間で、やはり今の資料の2ページの末尾で、首長が交代しても連携の関係性が維持される仕組みについて否定的に捉えられているようですが、これは地制調の前半の議論にありましたように、住民の視点からすると、必要な視点ではないかと考えられるのですけれども、そのようにはお考えにならないのかという質問です。

大きな3番目の質問は、横田委員からの御質問です。6ページに未来予測の話がございます。ここにおいて、「地域の未来予測」の意義について一定の理解はいたしますとした上で、色々危惧が書かれておりますけれども、どのような未来予測であれば意義があるとお考えになっているのかということです。

以上です。

○荒木会長（全国町村会） 町村会の荒木でございます。

当事者の市町村間で合意が難しい問題については、その時点を切り取れば、連携の必要性がそのタイミングではまだないということになるのではないかと考えております。市町村間の合意形成は、私のまちづくりの経験からも、地域の実情を踏まえ、住民とも情報を共有し、丁寧に時間をかけて行われるべきものであり、法律の合意形成の手法で枠をはめるようなものではないと考えております。

周辺町村側が望まないことや、当面は先送りして状況がどうなるか見極めようとするこまで効率化・合理化等の成果を急ぐ多数側の論理や中心市の意向により、周辺町村が強制されかねない危険性もはらんでいるように思います。

広域連携で必要とする業務を執り行う限り、相手方市町村の参加を担保するのは当然の話であり、法律でわざわざ規定する必要はなく、市町村の自主性に委ねてほしいと思います。どうも無理やり何か成果を出さなくては、制度をつくらなくてはという姿勢を強く感じます。市町村の行政運営について画一的な制度への誘導は論外であり、地方総意の懸念を受け止めていただき、制度づくりはもう少し時間をかけて様子を見ようといった判断が必要ではないかと考えております。

また、我々は、広域連携を全国展開しやすくするのを防ぐことを優先するという価値判断という考え方はしておらず、広域連携も含め多様な連携・協力関係は、これからますます重要だと主張しております。町村会が広域連携に反対しているというレッテルを張りたいたのか、偏見に満ちた質問だと感じております。法律による制度化をしないことと、保障の可能性を捨てることがどうして短絡的に結びつくのか疑問であります。広域連携で必要とする業務を行う限り、相手方市町村の参加は担保するのは当然の話であり、相手方の了解を得られないものは連携まで至らないということ、これは当たり前のことで、私たちの現場から見れば、法律でわざわざ想定するものではないと考えております。

町村の持続可能性についての質問と理解しますが、前提として、そもそも国、地方全体の将来、財政をどう考えるのが出発点であります。これまでの地制調での議論では、地方財政の姿について突っ込んだ話はなかったと思いますが、御案内のように、去年の地方財政審議会の意見では、「どのような地域であっても、どの時代に生まれても、住民に安

心と安全、そして、満足度を高めて幸せをもたらす、それが目指すべき地域の姿である」とし、持続可能な確固たる税財政基盤の構築が不可欠であり、地方税や地方交付税等の一般財源の総額を適切に確保していく必要があるとしております。

とりわけ、地方交付税制度は、広範にわたる行政サービスを支える地方財政制度の中核として、財源保障機能と財源調整機能を持ち、地方固有の財源であって、私たちがどこか上からの行財政上の援助を求める立場との指摘には啞然とせざるを得ません。

昨年秋から始まった全世代型社会保障検討会議における将来に向けて年金、医療、介護をどうするかや、高齢者の雇用促進、若者等各世代の働き方を支える社会保障とGDP、労働生産性向上の視点などを抜きに、不確実性のある将来を2040年の人口問題を中心に矮小化して、それを地方自治制度の中の新たな圏域行政など、幾つかの手段だけで解決策を見出そうとするのは、初めから無理があるように思います。その意味では、認識共有の大前提が違っており、このことは地制調の始まった当初から申し上げていたつもりであります。

都道府県との補完についてでございますが、従属的な関係ではなく、共同的な手法について推進していくべきではないかと考えております。

首長が交代しても連携の関係性が維持される仕組みについての質問には驚きを禁じ得ませんが、こうした考えは地域住民の選挙で選出された首長の権限、さらには議会権限をも侵すものであり、地方自治を否定することにもなりかねない。私個人というより首長であれば到底認められないものであります。そのようなこともあって、中間取りまとめから削除されたのではなかったのでしょうか。

意見書の中でも申し上げておりますが、広域連携も含め多様な連携協力関係は必要でございます。安定性、継続性もその意義は理解しておりますが、あくまでそれぞれの地域事情や時代背景の中で望ましい連携協力関係を、その当事者たちが判断していくものと考えております。広域連携から離脱し単独で行う、あるいは連携のパートナーを変えるなど、色々な判断が行政運営を長年やっていると当然出てまいります。我々首長は自らの決断について、住民の負託に込めているか、常に真剣に考えております。最終的には選挙の審判を受けるということになります。

最後に申し上げたいのは、私たちのような地方自治の最前線の現場を大事にしていかなないと、日本は本当に駄目になってしまうということでもあります。どうか委員の皆さんには無理やり何か成果を出さなくては、制度をつくらなくてはという姿勢ではなく、地方の現場に何度も足を運んでいただきたい。そして、私たちの心強いファン、応援団になっていただきたいと思っております。小さな自治体だからこそできることや、きらりと光る存在を示せることがたくさんあると思っております。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

私どもといいますか、それぞれの委員からの御質問は、考え方が全く違うという前提に立った質問ではございません。意見の相違があるとすれば、一体どこに意見の相違がある

かを特定する、明確にすることが今後の生産的な議論のために、やはり重要ではないかという観点から色々、どこの部分について、認識や判断の違いがあるかを明確にしようという意図でございますので、何とぞお許しをいただければと思います。

大変申しわけございませんが、時間が少し超過しそうです。この点はお許しいただきたいと思います。それで、飯泉知事が間もなく所用であるということですので、大変申しわけございません。松尾会長にはかなり長いことお待ちいただいているということをご承知しておりますけれども、飯泉知事からということにさせていただけないでしょうか。大変申しわけございません。

それでは、全国知事会の飯泉知事に対する質問は2つございます。

まず、大橋委員からの御質問で、提出をいただいております資料1の4ページ目の最後のポツの部分ですが、昨年参加した地方視察では市町村に対する関与について、都道府県によってかなりスタンスにばらつきがあるという印象を受けました。資料の一番後ろのポツの部分には「積極的な都道府県による補完機能の発揮については、従来の補完の範囲にとどまらず」とありますけれども、知事会として今後、これまで以上に積極的に市町村に対する補完を実施していくお考えか、お伺いしたいということです。

2番目は牧原委員からの御質問でございますけれども、資料の中にはございませんが、「地域の未来予測」について、市町村の求めに応じて市町村による「地域の未来予測」の整理を支援することについて、何か都道府県として執り得る方策があるかどうかという点についてお伺いしたいということでございます。

以上です。

○飯泉会長（全国知事会） 松尾会長、大変失礼いたします。

では、2つ御質問をいただきましたが、実はこれは同じことだと我々は捉えておりますので、合わせて御回答申し上げたいと思います。

今もお話がありましたように市町村の地域特性であるとか、あるいは将来の人口動向、また、財政環境は本当に地域それぞれ様々であるということ、これをしっかりと踏まえまして、市町村間の調整、あるいは行政サービスの補完を地域の実情に応じて行っていくことが、まず総論としては重要である。このように考えております。

そこで、多くの都道府県、東京都といえども多くの過疎部を抱えているところでありまして、過疎化によりまして小規模市町村がどんどん増えている。そうした意味では、例えば道路整備であるとか、河川整備、過疎法に基づく代行事業といったようなもの、先ほど荒木会長さんからも、従属的な関係ではなくてということがありましたように、まさにこうしたところはともに必要な事業であるということで、都道府県による市町村の業務の補完の必要性が、今後さらに高まっていくものと、このようにまず考えるところであります。

また、先ほど私からも補足で申し上げたように、これから小規模市町村の存在になってまいりますと、様々な事業をフルスペックでやっていくのはなかなか難しい。しかし、地域住民の皆様方は日本国のどこに住んでいても、やはり行政サービスにおいては安定的、

また持続的な提供が必要になるわけでありますので、市町村からの要請に応じて、都道府県が積極的に補完の役割を取り組んでいく。

その意味で今回申し上げているのは、今、過疎法の改正がもう目前となってきたところでありまして、全国知事会におきましても、過疎の特別委員会、青森県の三村委員長さんに就任いただいておりますが、この中でも意見を集約する中で、都道府県において、過疎債を発行できるように、これは例えば先ほど申し上げた代行事業、こうした公共投資の部分も当然でありますし、今、公共交通、こうしたものが大きな岐路、もっと言うと危機的な状況にもなっているところでもあります。

広域に所管をする公共交通、あるいは公的な医療、こうしたものを市町村と都道府県が連携をして行っていく、その財源として都道府県において過疎債を発行できるように、実はこれもメインの要望事項として取りまとめているところでもあります。今、御質問をいただいた点については、まさにこの2つ、過疎代行事業、そして、それを大いにバックアップしていく過疎債の発行といったものを、我々としては今後、国に強く求めていこうと思っております。

なお、御質問ではないわけでありますが、これまで松尾町村議会議長会会長さん以外、御発言がありまして、少し私としても感じたところでもありますので、これはぜひ委員の皆様方にそうした視点を考えていただきたいと思っております。

この新たな圏域行政、こうした点が今大きなテーマとなっているところではありますが、ぜひ委員の皆様方には過去、現在、未来、これをしっかりと俯瞰して、今何をすべきか、こうした点で回答をお出しいただきたいと思っております。

では、過去は何か、これは言うまでもなく平成の大合併であります。

私も県の部長として、知事として、国とともに大きく旗を振ったわけではあります、先ほど荒木会長さんからもありました、まさに周辺の町村がどれだけ寂れてきてしまったのか、人口が減少したのか、日本全体が人口減少する中で、これは本当に看過すべきものではないところでもありますので、過去の貧すれば鈍する合併とも言われるわけでありまして、こうした点について、もう一度しっかりと分析をし、そして、これを今後に活かしていくべきだと、まず思います。

そして現在、これはもうこの国の新たな国難である新型コロナウイルス感染症対策であります。

今、一体どうなっているのか、最初に緊急事態宣言が出されたところ、ほとんどが大都市部であります。今、大都市部に人口が集中し、そして、地方がどんどん人口が減る。こうした中で今回の新型コロナウイルス感染症、今、日本は大きな苦難に遭っている。もっともっと早くに、例えば霞が関の政府を地方に移転し、そして大企業も地方へ移転をし、そして、人口がもっと均一的になっていれば、こんなことにはなっていなかったわけでありまして。いかに大都市部に人口を集中させたのか、これが愚であったことが、まさに今立証されているところであり、感染拡大が止まらない大都市部においては、本当に接触機会

が多すぎる。こうした状況になっているところでもあります。

これも各メンバーからも発言がありましたように、もう一度、地方創生といったもの、また、大都市部に人口を集中させた点について、反省をすべきではないかと考えています。

そして、次に未来、これは今回のテーマである2040年をしっかりと俯瞰することです。

こうした3つについて、委員の皆様方にもしっかりと過去、現在、未来を考える形で、新たな日本の姿、そして、基礎的自治体、まさに国民の皆さんの第一線で御活躍をいただいている市町村の皆さん方が、より地域の実情に合う形で、そして、様々な有効な選択肢を使うことができる、その選択肢をぜひお出しいただきたいと思います。

私の方からは以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それではお待たせをいたしました。続きまして、全国町村議会議長会に対する御質問でございます。

1つ目は田中委員からの御質問で、先ほどの御意見におきまして、定住自立圏、あるいは連携中枢都市圏等につきまして、要綱の改正によるべきであって、法制度化をすると現場に混乱を招きかねない、あるいは現場から見ると戸惑いを禁じ得ないといった指摘がございましたが、具体的にどのようなことが生じるのかという点をお教えいただきたいということです。

第2点は、行政のデジタル化について、これは宍戸委員からの先ほどからの共通の質問ですが、行政のデジタル化に対して議会としてどのように関わるか、議会のデジタル化についてどのようにお考えか。

3番目も宍戸委員からの先ほどからの共通の質問でございまして、「地域の未来予測」に関し、議会としての活用方策や課題についての御意見があれば、お伺いしたいということです。

あと、太田委員から要綱にするのか、法制度化をするのかということについての御質問がございしますが、これは先ほどからの質問と重なっていますので、もしさらに何か加えることがあれば、お伺いし、もし既に先ほどからの答えでもう尽きているということであれば、特にお答えをいただく必要はないかと思えます。

それではお願いいたします。

○松尾会長（全国町村議会議長会） 全国町村議会議長会の松尾でございます。

広域連携についてお答えをいたします。計画作成市町村、すなわち定住自立圏・連携中枢都市圏の中心市が法律に位置づけられ、定住自立圏・連携中枢都市圏が事実上法制度化されますと、県と市町村の間に新しい自治の仕組みができることとなります。これまで対等な立場で向き合っていた中心市がいわば別格の市となり、広域連携のパートナーというより、法律を背にした周辺町村のリーダーであるかのような存在になってしまうのではないのでしょうか。生活圏を同じくする中心市と周辺町村は昔から関係の深い、いわば古く

からの仲間でございます。仲間の中の1つが法律で特別な存在になることは、スムーズな広域連携に決してプラスではないと思います。

続きまして質問の2、行政のデジタル化ということでございます。町村における行政のデジタル化は、様々な地域課題の解決や、効果的・効率的な行政執行に欠かせないことでございまして、議会としてもしっかりと議論していかなければならないと考えます。その際、セキュリティの確保、個人情報保護、システム障害時の対応、災害時の対応、人材の確保といった点は、共通の課題として常にチェックしなくてはならない事柄でございます。

議会のデジタル化も重要な課題でございます。タブレットの導入で審議の充実と効率化を図るなど、新しい取組が既に始まっております。我が有田町も昨年12月に議会でタブレットを導入したところでございます。すごく分かりやすく、例えば一般質問におきましては分かりやすい写真の提供等もできますし、また、議案の審議においても本当に導入してよかったなと考えておるところでございます。

また、議会の議論を住民の方にもっと見て、そして、聞いていただくために、新しい技術をさらに活用していくことも課題であると思います。

最後の質問でございます。町村は人口減少・少子高齢化が先行しておりますので、「地域の未来予測」は使い方によりましては、さらに行財政改革を進める道具に、または広域連携による効率化、集約化、合理化を進める道具に使われかねません。その点に十分気をつけながら予測された結果を先入観なく受け止め、様々な議会の議論に活かしていくことは必要であると考えます。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

様々な御意見をいただきましたけれども、既に時間を超過しておりますので、特段の御発言がなければ、本日はここまでとさせていただきますと思います。

地方六団体の皆様におかれましては、本日はお忙しい中御出席をいただきまして、どうもありがとうございました。

今回は、前回の専門小委員会や本日の地方六団体及び委員の皆様の御意見も踏まえまして、取りまとめに向けて議論をしたいと考えております。

事務局には取りまとめに向けて、これまでの総括的な論点整理を受けて、文書化した答申素案の作成をお願いいたします。

日時場所・開催方法等の詳細につきましては、追って事務局より御連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、これもちまして本日の専門小委員会を閉会いたします。長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。